

・指定居宅介護支援事業所が申請する介護予防支援事業所の指定について

福岡県介護保険広域連合

令和6年4月からの介護保険法の改正により、地域包括支援センターの設置者以外に居宅介護支援事業所の指定を受けて、介護予防支援事業を実施できるようになりました。

現在居宅介護支援の指定を受けている事業所で、新たに介護予防支援の指定を希望する場合は、下記の注意事項をお読みになり、必要書類を提出してください。

今回の制度改正により直接指定を受けて要支援認定者向けに業務を行う事ができるのは、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスが含まれるケアプランを作成する「介護予防支援」に限定されます。総合事業のみのケアプランを作成する場合は、介護予防ケアマネジメントとなり、実施できるのは従来通り地域包括支援センターに限られますのでご注意ください。

種類	利用するサービス	実施主体
介護予防支援	介護予防サービス※及び総合事業を利用する場合	・地域包括支援センター ・ <u>介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所</u>
介護予防ケアマネジメント	総合事業（訪問型・通所型）のみを利用する場合	・地域包括支援センター

※地域密着型介護予防サービス（※介護予防認知症対応型通所介護）を含む

また、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が当初は介護予防サービス等が含まれるプランを作成していて、その後総合事業のみのプランに変更となる場合は、地域包括支援センターへ担当を変更する必要があるため、その都度、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。また、新規に担当した利用者で介護予防サービスが必要でなく総合事業のみのプランになりそうな場合は速やかに地域包括支援センターにご連絡ください。

なお、居宅介護支援については、所在地の指定権者の指定を受ければ、他市町村要介護被保険者の居宅介護サービス計画を作成して報酬を請求できますが、介護予防支援については、改正介護保険法第115条の2第1項及び介護保険法施行令の一部を改正する省令第140条の32の規定により、当広域連合から介護予防支援の指定を受けて介護予防サービス計画を作成して報酬を請求できるのは、当広域連合の要支援被保険者の方に限られます。広域連合外の市町村の要支援被保険者については、その市町村からの介護予防支援事業所の指定が別途必要となりますのでご注意ください。（※住所地特例の場合は最後に記載している参考法令条文を参照してください。）

【申請にあたっての注意事項】

1. 経過措置規定が適用されている事業所の場合の申請

指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援業務を新たに行う場合、管理者は原則として主任介護支援専門員であることが必要です。現在経過措置規定（※）で主任介護支援専門員でない者が管理者になっている居宅介護支援事業所については、基準を満たしていないため今回の申請はできません。指定を受ける場合は主任介護支援専門員研修を修了した管理者に変更してから申請してください。

（※）令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者になっている事業所は、その者が継続して管理者である限り令和9年3月31日までは主任介護支援専門員でなくても管理者となることのできる規定。

2. 法人の定款等について

居宅介護支援事業所が、介護予防支援事業所の指定を受ける場合は、法人の定款の目的に“介護保険法に基づく介護予防支援事業”等の介護予防支援事業を実施する項目が記載されている必要があります。

3. 新規指定手数料について

介護保険法第115条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査については、福岡県介護保険広域連合手数料条例により、手数料として30,000円の納付をお願いします。

※ 申請書を受領してから手数料納付書を送付しますので期限までに納付してください。

4. 指定について

- ・ 添付ファイルをダウンロードし、必要事項を記載のうえ福岡県介護保険広域連合指定係まで次の方法で提出してください。書類への押印は不要です。履歴事項全部証明の提出が必要な場合は郵送もしくは持参ください。

- ① 郵送 〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1-27 福岡県自治会館3F
- ② 電子メール shitei@fukuoka-kaigo.jp
- ③ 広域連合 事業者用電子申請システムによる申請（既にログイン情報をお持ちの事業所）
- ④ 持参

5. 申請書類について

申請書類については、指定居宅介護支援事業所として既に提出した書類で、変更がない場合は省略できるものもあります。ただし、申請書、付表、付表別紙、勤務形態一覧、運営規程（介護予防支援に対応したもの）、誓約書、介護専門員研修修了証の写しは漏れなく提出してください。（詳細は添付ファイルの申請書類一覧をご覧ください。）

6. その他

- ・ 介護予防支援事業の指定にあたっては、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の定めにより、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されています。当広域連合においては、附属機関である地域密着型サービス運営委員会（原則年 4 回開催）において意見を聴取したうえで指定を行います。

（※ 参考法令条文）

【改正介護保険法 第 115 条の 22 第 1 項】

（指定介護予防支援事業者の指定）

第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所している住所地適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

【介護保険法施行規則の一部を改正する省令 第 140 条の 32】

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

法第百十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。

【介護保険法 第 115 条の 22 第 4 項】

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行うときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。